

旭川工業高等専門学校特別聴講学生規程

制定 平成24. 3. 9 達第20号

改正 平成27. 3. 20 達第47号

旭川工業高等専門学校特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第54条の2の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、前条に定める協議において特段の定めがあるときは、この限りではない。

(入学資格)

第3条 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「他大学等」という。）の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受入れることができる。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、本校所定の願書及び調書を所属する大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 特別聴講学生の選考は、教務委員会が行う。

(入学の許可)

第6条 特別聴講学生の入学の許可は、前条の選考の結果、校長が決定する。

(聴講期間)

第7条 特別聴講学生の聴講期間は、1年以内とする。

(履修科目)

第8条 特別聴講学生の履修できる科目は、本校学生の授業に支障を来さない科目の中から、第3条に定める協議に基づき決定する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別聴講学生の授業料については、当該他大学等との交流協定及びこれらに準ずるもので、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位認定)

第10条 特別聴講学生の履修した科目に係る単位の認定は、原則として本校教務規則によるものとする。

(単位修得証明書等の交付)

第11条 特別聴講学生として履修を修了した者から願い出があったときは、当該履修科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第12条 校長は、特別聴講学生が学則及び本校諸規則に違反したとき又は疾病その他の理由により成業の見込みがないときは、当該学生に対して退学を命じることがある。

(他の規程等の準用)

第13条 学則及び本校諸規則の学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いについては、当該他大学等との協議により、決定するものとする。

附 則

この規則は、平成24年3月9日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 達第47号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。